

非指定電気通信設備との接続に関する契約約款の一部改正

旧	新																												
<p>第8章 料金等</p> <p>第2節 接続料金の支払義務 (定額制の網使用料の支払義務)</p> <p>第15条の2 1～3 (略)</p> <p>4 IP通信網県間区間伝送機能第6欄に適用する最低利用期間は、当該機能の利用を開始した日(ポート単位とします。)から起算して5年間とします。</p> <p>5 協定事業者は、前項に規定する最低利用期間内にIP通信網県間区間伝送機能第6欄の利用を終了した場合は、別表3(違約金)に規定する額に、消費税相当額を加算した額を違約金として、当社が別に定める方法により支払うことを要します。</p> <p>料金表</p> <p>第1表 接続料金</p> <p>第1 網使用料</p> <p>1 適用</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1)～(3) (略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(3)-2 優先パケットに係るIP通信網県間区間伝送機能に係る料金の適用</td> <td>優先パケットに係るIP通信網県間区間伝送機能に係る料金については、各協定事業者の適用事業年度の各月における見込み需要(協定事業者と個別に協議の上決定する送受信データ量をいいます。)を乗じて算定した額を、各協定事業者に適用します。</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 料金額</p> <p>2-1～2-3 (略)</p> <p>2-3の2 優先パケットに係るIP通信網県間区間伝送機能</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>単 位</th> <th>料金額</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>優先パケットに係るIP通信網県間区間伝送機能</td> <td>1Mbit までご とに月 額</td> <td>0.000472 44円</td> <td>IPoE接 続を利用し ている協定 事業者に適 用します。</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	内 容	(1)～(3) (略)	(略)	(3)-2 優先パケットに係るIP通信網県間区間伝送機能に係る料金の適用	優先パケットに係るIP通信網県間区間伝送機能に係る料金については、各協定事業者の適用事業年度の各月における見込み需要(協定事業者と個別に協議の上決定する送受信データ量をいいます。)を乗じて算定した額を、各協定事業者に適用します。	区 分	単 位	料金額	備 考	優先パケットに係るIP通信網県間区間伝送機能	1Mbit までご とに月 額	0.000472 44円	IPoE接 続を利用し ている協定 事業者に適 用します。	<p>第8章 料金等</p> <p>第2節 接続料金の支払義務 (定額制の網使用料の支払義務)</p> <p>第15条の2 1～3 (略)</p> <p>4 IP通信網県間区間伝送機能第6欄又は優先パケットに係るIP通信網県間区間伝送機能に適用する最低利用期間は、当該機能の利用を開始した日(IP通信網県間区間伝送機能第6欄についてはポート単位、優先パケットに係るIP通信網県間区間伝送機能については1Mbit単位とします。)から起算して5年間とします。</p> <p>5 協定事業者は、前項に規定する最低利用期間内にIP通信網県間区間伝送機能第6欄又は優先パケットに係るIP通信網県間区間伝送機能の利用を終了した場合は、別表3(違約金)に規定する額に、消費税相当額を加算した額を違約金として、当社が別に定める方法により支払うことを要します。</p> <p>料金表</p> <p>第1表 接続料金</p> <p>第1 網使用料</p> <p>1 適用</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1)～(3) (略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(3)-2 優先パケットに係るIP通信網県間区間伝送機能に係る料金の適用</td> <td>ア 優先パケットに係るIP通信網県間区間伝送機能に係る料金については、各協定事業者の適用事業年度の各月における見込み需要(協定事業者と個別に協議の上決定する送受信データ量をいいます。)を乗じて算定した額を、各協定事業者に適用します。 イ 2(料金額)2-3の2第2欄に規定する料金については、1(適用)第3欄イ欄及びウ欄を準用します。</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 料金額</p> <p>2-1～2-3 (略)</p> <p>2-3の2 優先パケットに係るIP通信網県間区間伝送機能</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>単 位</th> <th>料金額</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>優先パケットに係るIP通信網県間区間伝送機能</td> <td>1Mbit までご とに月 額</td> <td>0.000403 91円</td> <td>IPoE接 続を利用し ている協定 事業者に適</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	内 容	(1)～(3) (略)	(略)	(3)-2 優先パケットに係るIP通信網県間区間伝送機能に係る料金の適用	ア 優先パケットに係るIP通信網県間区間伝送機能に係る料金については、各協定事業者の適用事業年度の各月における見込み需要(協定事業者と個別に協議の上決定する送受信データ量をいいます。)を乗じて算定した額を、各協定事業者に適用します。 イ 2(料金額)2-3の2第2欄に規定する料金については、1(適用)第3欄イ欄及びウ欄を準用します。	区 分	単 位	料金額	備 考	優先パケットに係るIP通信網県間区間伝送機能	1Mbit までご とに月 額	0.000403 91円	IPoE接 続を利用し ている協定 事業者に適
区 分	内 容																												
(1)～(3) (略)	(略)																												
(3)-2 優先パケットに係るIP通信網県間区間伝送機能に係る料金の適用	優先パケットに係るIP通信網県間区間伝送機能に係る料金については、各協定事業者の適用事業年度の各月における見込み需要(協定事業者と個別に協議の上決定する送受信データ量をいいます。)を乗じて算定した額を、各協定事業者に適用します。																												
区 分	単 位	料金額	備 考																										
優先パケットに係るIP通信網県間区間伝送機能	1Mbit までご とに月 額	0.000472 44円	IPoE接 続を利用し ている協定 事業者に適 用します。																										
区 分	内 容																												
(1)～(3) (略)	(略)																												
(3)-2 優先パケットに係るIP通信網県間区間伝送機能に係る料金の適用	ア 優先パケットに係るIP通信網県間区間伝送機能に係る料金については、各協定事業者の適用事業年度の各月における見込み需要(協定事業者と個別に協議の上決定する送受信データ量をいいます。)を乗じて算定した額を、各協定事業者に適用します。 イ 2(料金額)2-3の2第2欄に規定する料金については、1(適用)第3欄イ欄及びウ欄を準用します。																												
区 分	単 位	料金額	備 考																										
優先パケットに係るIP通信網県間区間伝送機能	1Mbit までご とに月 額	0.000403 91円	IPoE接 続を利用し ている協定 事業者に適																										

	で接続し、IP通信網県間区間伝送路を利用して優先クラスに対応した転送優先度識別子を設定したIPパケットに係る交換及び伝送を行う機能	(2) (1)以外の場合	A-I以外の場合	1Mbit までご とに月 額	0.000403 91円	用します。
			I最低 利用期間 を適用す る場合	1Mbit までご とに月 額	0.000363 52円	

別表 1～2 (略)

別表 3 違約金

1 (略)

2 違約金の額

区 分	違約金の額
協定事業者が、第15条の2(定額制の網使用料の支払い義務)第4項に規定する、2-3 IP通信網県間区間伝送機能第6欄イ(イ)欄の利用を開始した日から5年を経過する日までに、接続を終了した場合の違約金	利用を終了した日から、利用を開始して5年を経過する日までの期間の2料金表第1表(接続料金)第1(網使用料)2-3第6欄イ(イ)欄に係る料金に相当する額

別表 1～2 (略)

別表 3 違約金

1 (略)

2 違約金の額

区 分	違約金の額
協定事業者が、第15条の2(定額制の網使用料の支払い義務)第4項に規定する、2-3 IP通信網県間区間伝送機能第6欄イ(イ)欄又は2-3の2優先パケットに係るIP通信網県間区間伝送機能第2欄イ欄の利用を開始した日から5年を経過する日までに、接続を終了した場合の違約金	利用を終了した日から、利用を開始して5年を経過する日までの期間の2料金表第1表(接続料金)第1(網使用料)2-3第6欄イ(イ)欄又は2-3の2第2欄イ欄に係る料金に相当する額

附 則 (令和2年2月5日西設相制第000163号)

この改正規定は、令和2年2月5日から実施し、平成31年4月1日に遡及して適用します。